

Ⅰ 1-10 電気錠の指導基準について



令和4年12月9日
4消規第172号

防火対象物の避難上又は消火活動上必要な出入口に電気錠が設置される場合、火災時における避難や、消防隊の進入にも支障をきたすおそれがあることから、当該出入口の電気錠に係る非常時の措置については、次の1から7によること。

1 指導の対象となる出入口

電気錠が設置された避難上又は消火活動上必要な出入口であって、以下の(1)又は(2)に該当する部分

(1) 避難上必要な出入口

- ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口
- イ 直通階段の出入口
- ウ その他これらに類する出入口で避難上必要と認められるもの

(2) 消火活動上必要な出入口

- ア 火災の際に消防隊が地上から建物内部に進入する主要な経路上の出入口
- イ 自動火災報知設備の受信機が設けられた管理人室等
- ウ その他これらに類する出入口で消火活動上必要と認められるもの

2 電気錠の種類

施解錠の方法により、次のように分類する。

(1) 通電時施錠型

通電時は施錠し、非通電時は解錠されるもの

(2) 通電時解錠型

通電時は解錠し、非通電時は施錠されるもの

(3) 瞬時通電施解錠型

瞬時通電により施解錠できるもの

(4) 瞬時通電解錠型

瞬時通電により解錠できるもの

3 非常時における電気錠の解錠方法

電気錠を非常時に解錠する方法により、次のように分類する。

(1) 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの（以下「遠隔解錠」という。）

(2) 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの（以下「連動解錠」という。）

4 避難上必要な出入口における電気錠の指導基準

避難上必要な出入口に電気錠を設置する場合は、次表によること。

電気錠の種類	遠隔解錠	連動解錠	非常電源
通電時施錠型	○	○	
通電時施錠型 以外	○	○	○

備考1 表中○印は、設置を要する範囲を示す。

備考2 ホテルの客室等に用いる電気錠の種類は、通電時施錠型とすること。

備考3 遠隔解錠は、通電時及び非通電時において、屋内側から鍵等を用いることなく容易に開放することができるもので、避難上支障がない部分については、設置を要しないものとする。

備考4 連動解錠は以下(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、設置を要しないものとする。

- (1) 通電時及び非通電時において、屋内側から鍵等を用いることなく容易に開放することができるもので、避難上支障がない部分
- (2) 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物
- (3) 防犯上その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 認知症患者を収容する老人福祉施設等又は精神病院等において、防火管理が適正に行われ、常時人のいる場所から遠隔操作により施解錠が管理されるもののうち、認知症患者又は精神障害者等の重症患者を収容する病棟又は病室が存する階

備考5 電気錠に附置する非常電源は、自動火災報知設備に準ずるものとする。

5 消火活動上必要な出入口における電気錠の指導基準

前4（備考3及び4(1)を除く。）に準じて指導すること。

6 非常解錠装置の設置指導について

消防活動及び救急活動の円滑化を図るため、共同住宅でオートロックシステムが設けられた共用玄関、その他設置が望ましいと判断される防火対象物の主要な出入口の屋外側には、非常解錠装置（非常時に手動で解錠できる装置をいう。）を設置するのが望ましい。

なお、当該装置の起動ボタンは扉付近の床面から概ね高さ2.5m以下の見やすい位置に設けること。

7 留意事項

電気錠に係る指導について、建築物のセキュリティと相反する性質のものであるため、その旨十分に理解した上、関係者に対し指導を行うこと。